

特定防除資材（特定農薬）関係資料

農業資材審議会農薬分科会特定農薬小委員会及び
中央環境審議会土壌農薬部会農薬専門委員会第4回合同会合

平成16年11月30日(火)

14:00～17:00

三田共用会議所大会議室

議事次第

1 開 会

2 挨 拶

3 議 題

- (1) 特定防除資材(特定農薬)の指定に係る今後の進め方等について
 - 特定防除資材の指定に向けた検討の進捗状況について
 - 特定防除資材の指定に際しての論点整理について
 - 特定防除資材の指定が保留されている資材の取扱いについて

(2) その他

4 閉 会

農林水産省及び環境省における資料収集等の取組について

木酢液の検討状況について

1 特定防除資材の検討対象とする木酢液の定義・規格等について

木酢液は、原材料や製法により品質がまちまちであり、製法によってはベンツピレン等の有害物質が含まれる可能性があることから、特定防除資材として指定の検討対象となる木酢液については、一定の定義・規格等が必要であると考えられたため、林野庁とも協議の上、以下の要件を満たす木酢液（竹酢液等の木質原料を原材料とするものを含む。以下同じ。）について、指定の可否を判断するための資料を収集している。

原材料

建築資材、家具等の廃材を除く木質原料（木材、竹材、オガ粉、樹皮等）とする。

製造方法

原料を炭化炉又は乾留炉により炭化する際に生じる煙を冷却して得られた液体であって次のいずれかに該当するもの

(a) 蒸留されたもの

(b) 炉の排煙口における温度が 80 ～ 150 の排煙を冷却して得られた液体を 3 ヶ月以上静置し、上層の油分と下層の沈殿部分を除く中間部分を採取して得られたもの

2 木酢液の安全性に係る資料の収集・試験の実施状況

木酢液の安全性に係る既存の文献資料はあるが、上記 1 の定義・規格を満たす木酢液についての資料はほとんどないことから、この木酢液を用いた安全性試験（評価指針に規定されている急性経口毒性試験、変異原性試験及び 90 日反復経口毒性試験）を実施しているところであり、水産動植物に対する安全性試験も本年度中に実施予定。

3 木酢液の薬効・薬害に係る資料の収集・試験の実施状況

上記 1 の定義・規格を満たす木酢液等の農薬としての効果や農作物への安全性（薬害）に関する資料はほとんどないことから、この木酢液等を用いた薬効・薬害試験を実施しているところ。

4 今後のスケジュール

以上に述べた木酢液の薬効や安全性に関する資料については、順調に試験が実施できれば平成 17 年度当初を目途に得られる予定である。これらの試験結果を踏まえて、必要な資料が整ったと判断された場合には、食品安全委員会において食品健康影響評価を受けた後、特定農薬合同会合等で指定の可否等について検討をお願いする予定である。

農薬的資材リスク情報収集事業（新規）

1 趣旨

輸入野菜の残留農薬問題や無登録農薬の販売・使用問題を契機に、農薬の安全性に対する国民の関心が高まっている中で、植物活力剤、植物保護液、漢方資材等と称する安全性未確認の市販資材が農薬的に使用されている現状がみられる。

こうした農薬的資材の中に化学合成農薬が混入されていた事例があり、農薬を使用しなかったはずの農産物から残留農薬が検出されて食品衛生法違反となるおそれがある。また、農薬取締法の改正により、有害でないことが明らかな農薬については、特定防除資材（特定農薬）として指定されれば登録を要しないこととなったが、指定のためには多くの農薬的資材の評価が必要となっている。

このため、登録を受けていない農薬的資材の安全性等を確認するとともに関連の情報を収集・整理し、その結果を消費者、生産者等に対して分かりやすく情報提供することにより、「食」の安全・安心体制の構築を図ることとする。

2 事業内容

(1) 化学合成農薬の混入確認試験

市場に流通している農薬的資材について、化学合成農薬の混入や有害成分の分析を行う。その結果は消費者、生産者等に対し情報提供するとともに、農薬取締業務に活用する。

(2) 安全性・薬効確認試験

農薬的資材について、動物実験等を実施することによりその毒性や変異原性など安全性に関する情報を得るほか、作用や薬効の確認等を行う。その結果は消費者、生産者等に対し情報提供するとともに、特定防除資材（特定農薬）の指定に活用する。

3 委託先

(財) 残留農薬研究所

4 事業実施期間

平成16年度～平成18年度

5 平成16年度概算決定額

158(0)百万円

[担当課：消費・安全局農産安全管理課]

特定農薬環境安全性調査について

1. 目的

無登録農薬使用問題を契機として平成14年度に農薬取締法が大幅に改正され、農薬の使用規制が強化される一方で、農家が使用している防除資材のうち、「原材料に照らし農作物等、人畜及び水産動植物に害を及ぼすおそれがないことが明らかなものとして農林水産大臣及び環境大臣が指定する農薬」（特定農薬）については農薬登録を不要とする制度が新設された。

その後、特定農薬の指定に係る評価を行う農業資材審議会特定農薬小委員会及び中央環境審議会農薬専門委員会合同会合において「指定に当たっては薬効、安全性のデータに基づき客観的かつ統一的な評価をすべき」とされた。

本事業は、この考え方にに基づき作成される特定農薬の指定のための評価指針に沿って合同会合が評価を進めていく際に必要なデータ等の収集・作成、精査を行うものである。

2. 事業の概要

(1) 文献調査

特定農薬候補資材について安全性等の観点からの評価に必要な既存データを収集する。

(2) 実証試験の実施

文献調査において信頼に足るデータがない場合等に実証試験を行う。

(3) 検討会の実施

調査の実施方法、文献調査・実証試験結果の信頼性等について検討を行う。

3. 今後の進め方

農薬的資材リスク情報収集事業（農林水産省）において、特定農薬の評価のために検討対象となる資材について、魚毒性試験等を実施する。

《特定農薬環境安全性調査》

無登録農薬問題(平成14年)

農薬取締法改正(平成15年3月施行)

特定農薬制度新設

特定農薬とは...「原材料に照らし農作物等、人畜及び水産動植物に害を及ぼすおそれがないことが明らかなものとして農林水産大臣及び環境大臣が指定する農薬」

これまでの取り組み 農林水産省に寄せられた約2900件の情報をもとに約740種類の資材について農業資材審議会及び中央環境審議会の合同会合で検討。指定されたのは **重曹** **食酢** **圃場周辺の天敵**の3種である。

現在の問題点

現時点では安全性・薬効両面でデータが少なく、多くの資材について判断が保留されている。保留されている資材の中には安全性を懸念されているものもあり、環境保全の観点からも正確なデータを整備し、そのデータに基づき早急に候補資材の科学的な評価が必要。
(両審議会からも両省で信頼出来るデータを収集・作成すべきとの指摘)

《今後の対応》

農林水産省と連携して特定農薬の指定に際して、候補資材の安全性評価に必要なデータの収集・作成を行う。



農林水産省

農薬としての薬効及び散布者への危害の有無に係るデータ収集・作成

合同会合後...

農林水産省大臣及び環境大臣が農業資材審議会に諮問
農業資材審議会が農林水産大臣及び環境大臣へ答申
告示改正

合同会合(候補資材の評価)

環境省

《特定農薬環境安全性調査事業》

文献調査

実証実験

水産動植物への危害の有無等に係るデータ収集・作成

検討会の実施

データの精査

特定農薬の指定

魚毒性の判定に必要な試験の具体的な実施方針について（案）

1. 趣旨

特定防除資材の指定にかかる評価については、「特定防除資材（特定農薬）指定のための評価に関する指針（以下「評価指針」）」に基づいて行うこととされており、水産動植物に対する安全性については、魚毒性 A に該当するか否かで評価することとしている。

今般、特定防除資材の候補資材について、魚毒性分類に基づく判定を行うに当たり必要な、試験（魚類及びミジンコ類に対する急性毒性試験。以下「魚毒性試験」という）の実施方法について、より具体化する。

2. 魚毒性の表示設定の経緯について

魚毒性表示については、昭和 38 年の農取法改正により水産動植物被害に係る登録保留基準が規定されたことを受け、農薬の魚毒性についての注意事項を表示する必要があることから、当時の農林省農薬検査所が中心となってコイとミジンコに対する急性毒性試験の結果から農薬を A B C の 3 段階に分類して表示をさせることとして定めたものである（別紙 1（添付は省略））。

コイとミジンコの具体的な毒性試験方法としては、昭和 40 年 11 月 25 日付け農林省農政局長通知（40農政 B 第 2735 号；以下「S 40 年通知」という）に定められている（別紙 2（添付は省略））。

表 1 魚毒性の分類基準 (ppm)

コイ 注 1 (LC50)	> 10	0.5 < LC50 10	0.5
ミジンコ (LC50) 注 2	> 0.5	A	B
	0.5	B	C

注 1：コイに対する 48 時間後の LC₅₀ 値

注 2：ミジンコ類に対する 3 時間後の LC₅₀ 値

ただし、現行 GL に基づく試験法では 3hr-LC₅₀ の値が取れないことから、平成 13 年からは 24hr-EC₅₀ を採用している。

3：水産動植物の被害に係る登録保留基準については、魚類、甲殻類、藻類に対する毒性値と公共用水域における予測濃度を比較して評価する手法に改め、平成 17 年 4 月から施行する告示改正を行ったところであり、魚毒性の分類基準についてもこのこと等を踏まえ見直しが行われる予定

3. 現行の魚毒性の分類方法等について

現在の登録農薬の検査の際に提出が義務付けられている試験成績を作成するための試験方法は、平成 12 年 11 月 24 日付け農林水産省農産園芸局長通知「農薬登録申請に係る試験成績について」（12農産第 8147 号；以下「現行 GL」という。）に定められており（別紙 3（添付は省略））、魚類、ミジンコ類ともに農薬 GLP 基準に適合した試験施設で実施することとなっている。

このため、現在の登録農薬の魚毒性の分類は、現行GLに規定された「魚類急性毒性試験」及び「ミジンコ類急性遊泳阻害試験」の結果を基に判定されている。

具体的には、現行GLにより原体を被験物質として、魚類については96時間の急性毒性試験成績から得られた結果に基づく48hr-LC₅₀、ミジンコについては48時間の急性遊泳阻害試験の試験成績から得られた結果に基づく24hr-EC₅₀により分類されている。(例えば、魚類の48hrのLC₅₀が10ppmを超え、かつミジンコの24hrのEC₅₀が0.5ppmを超える場合に魚毒性Aとしている)

なお、平成17年4月より改正水産動植物に係る登録保留基準が施行され、従来コイに対する毒性のみで一律に定めていたものを、魚類、甲殻類、藻類に対する毒性試験結果に基づき環境大臣が定める基準値と公共用水域における環境中予測濃度とを比較して登録の可否を判断する手法を取り入れたものに改めたところであり、魚毒性の分類基準も見直される予定となっている。

4. 国において魚毒性判定のために必要な試験の具体的実施方法

魚毒性試験の方法等については、現行GLと40年通知では以下の相違がある。この点や特定防除資材の特性を踏まえ、特定防除資材の安全性評価を行うための魚毒性試験の具体的実施方法については、以下の方針で行うこととする。

表2 魚類に対する急性毒性試験の比較

	S40年通知	現行GL
曝露期間	48時間 (できる限り24,72時間におけるものを併記する)	96時間 (24,48,72,96時間の一般状態を観察し記録する)
供試生物	原則としてコイ(全長5cm前後) 非水田農薬はヒメダカ、モロコ等でも可	原体はコイ又はヒメダカ ブルギル、グッピー、ゴジマ等でも可
試験条件 供試魚数 試験濃度区 試験薬液量 その他	各濃度毎に10匹以上 - 特に規定無し - 魚の体重1gにつき1L以上 特になし	各濃度区毎に7匹以上 等比級数的に5濃度区以上 同左 ・曝露期間中の被験物質濃度は設定濃度の80%以上が望ましい ・試験液のPH調整は行わない
結果の処理法	グートロフの方法により半数致死濃度を求める。(片対数グラフの対数目盛に供試薬液の濃度を取り、普通目盛りには生存率を取り、測定された生存率が50%より上の点と下の点で最も50%に近いものを選び、この両者を直線で結び50%の線と交わる点の濃度を半数致死濃度とする)	各濃度における死亡率の結果から一般的に用いられる手法を用いて半数致死濃度を算出する。(報告事項は半数致死濃度と95%信頼限界)

表3 ミジンコに対する急性毒性試験の比較。

	S 4 0 年通知	現行 G L
試験期間	3 時間	4 8 時間 (24, 48時間目の遊泳阻害の有無について観察し記録する)
供試生物	ミジンコ又はタマミジンコの雌成体	オミジンコの幼体 (当該種と同等の試験結果が得られるミジンコ類であれば他の種を用いても良い)
試験条件 供試生物数 試験濃度区 試験薬液量 その他	各濃度毎に約 2 0 匹 コイの毒性試験に準じる 1 0 0 ml 特になし	各濃度区毎に 2 0 匹以上 等比級数的に 5 濃度区以上 ミジンコ 1 頭当たり 5 ml 以上 ・曝露期間中の被験物質濃度は設定濃度の 8 0 % 以上が望ましい ・試験液の PH 調整は行わない
結果の処理法	コイに準じる。	魚類に準じる

(1) 被験物質について

登録農薬のほとんどは有効成分が明らかであるため、製剤が有効成分そのものと考えられる一部のもの (有効成分が明らかでない一部のもの) を除き有効成分ベースで LC₅₀ 値等を算出している。しかし、特定防除資材の候補資材については、抽出液であるとか、木酢液等であったりすることから有効成分が何であるのか不明である場合が多いと想定されることから、有効成分ベースでの魚毒性試験の実施が困難である。

このため、製剤ベース (抽出液そのものを原体と見なす) で魚毒性の試験を実施することとする。

(2) 魚毒性試験の方法について

評価指針では、昭和 4 0 年代に定めた魚毒性の分類基準が現行でも有効であることから、コイを用いた 4 8 時間の LC₅₀ と、ミジンコを用いた 3 時間の LC₅₀ により魚毒性を判定することとしている。しかし、現行 GL では、魚類に対する 9 6 時間の急性毒性試験とミジンコ類の 4 8 時間急性遊泳阻害試験が位置づけられている。

このため、特定防除資材候補資材の評価に当たり実施する魚毒性試験は、現行 GL に従って魚類急性毒性試験 (9 6 時間) 及びミジンコ類の急性遊泳阻害試験 (4 8 時間) を実施することとする。なお、魚毒性の判定については、評価指針に従って行うこととなるため、当該試験を実施する中で魚類については 4 8 時間時点の LC₅₀ を、ミジンコについては 3 時間後の EC₅₀ を求め、これを用いて行うこととする。(なお、

水産動植物に係る登録保留基準の改正等も踏まえ魚毒性の分類基準が見直されたときには、特定防除資材の安全性評価に用いる魚毒性の判断基準もこれに準拠することとする。）

(3) 供試魚種について

魚類急性毒性試験の供試魚種については、

- ・改正水産動植物に対する毒性に係る登録保留基準でコイ、ヒメダカを同等に扱っていること
- ・農水省のテストガイドラインにおける原体による急性毒性試験でも両者を同等に扱うこととして見直されていること。

から、試験に要する経費、時間等の面で効率的なヒメダカを供試魚種として用いることとする。

特定防除資材の指定が保留されている資材の今後の取扱いについて（案）

1 特定防除資材の指定が保留されている資材の課題について

農薬取締法の平成14年の改正により、農薬取締法第1条の2第1号に定義された農薬については、農薬として農林水産大臣の登録を受けるか特定防除資材に指定されない限り、農薬としての製造・販売はもとより、使用も禁止されることとなる。特定防除資材の指定が保留されている資材（以下、「保留資材」という）は、いずれも、データの未整備等により薬効についての客観的な判断ができないという理由から、そもそも農薬であるかどうかの判断が保留されているものである。こうしたものの中には、いわゆる「植物活力剤」や「土壌改良材」等が多く存在しており、これらの資材については現に商品として農業用に販売され、その中には農薬的に使用されていると思われるものが少なくない。

2 販売されている保留資材の今後の取扱いについて

これら商品として販売されている保留資材については、製造者や輸入者が農業用として販売に供することを目的として製造されたものであり、特定防除資材に指定された場合、製造者等が利益を得ると判断されることから、国において評価に必要な薬効や安全性の資料を作成するになじまず、原則として製造者等から国へこれらの資料の提供がなされ、国がこれを受けて指定の可否を判断すべきものと考えられる。しかしながら、製造者等からの資料の提供が不十分な現状のままでは、農薬に該当する可能性のある資材が農薬外の目的で販売され、農薬目的で使用する事が容認されている状況が継続することとなることから、以下の取り組みを行うこととする。

- （1）保留資材のうち特定防除資材指定のための評価に必要な資料の提供等がなされていない資材であって、以下の～の要件を備えるものについては、優先度の高いもの（複数の要件を満たすか、安全性に懸念があるか、広く普及しているか等を考慮し判断）から順に、農林水産省委託事業の「農薬的資材リスク情報収集事業」を活用して薬効試験や文献調査等を行い（委託先：（財）残留農薬研究所）、薬効の有無（すなわち農薬かどうか）を確認することとする。

一般の市場において、直接農薬の効果を謳って販売されているか、またはその有効成分について農薬の効果を示唆して販売されているもの

使用者が一般に農薬として使用している旨を記載した宣伝資料等が広く配

布されていること等により、農薬としての性格が客観的に判断できるもの
原材料の中に、海外で農薬として登録がなされている成分を含むか、または殺虫・害虫忌避・抗菌、植物成長調整作用等を有することが文献等で確認されている成分を含むもの。

(2) 薬効試験によりその効果が確認されたものについては、さらに必要に応じて同事業を活用して化学合成農薬の混入の確認を行い、化学合成農薬の混入等が確認されたもの並びに確認されなかったものであって、当該資材の原材料に照らし農作物、人畜及び水産動植物に対し害を及ぼすおそれがないことが明らかであるとはいえないものは、早急に特定農薬合同会合等で検討の上、保留を解除するとともに、当該資材を農薬として使用することは、農薬取締法の違反となる旨を周知することとする。

(3) この措置により薬効を確認する製品は、平成17年度に10剤以上を目標とする。

3 販売されている保留資材等が特定防除資材に該当するかの評価について

特定防除資材に該当するか否かを判断するための「評価指針」については本年3月に、また、「特定防除資材の指定に関する資料を提出する際の資料概要の様式及び記入例」については5月に策定・公表したところである。従って、誰もが特定防除資材の指定のための評価に必要な資料の内容を知り得ることができる。またデータを作成し、国に提供することも可能となっている。

このため、製造者等の関係者が自ら保留資材の評価に必要なデータを作成し、農林水産省・環境省へ当該資料の提供等がなされたばあいは、「評価指針」に従って評価を行うこととする。

評価指針 の1の(4)に規定する「化学合成された界面活性剤等」について(案)

1. 化学合成された界面活性剤等の明確化の必要性

評価指針 の1の(4)に、有効成分以外の成分として化学合成された界面活性剤等の補助成分が入っているものは特定防除資材の検討対象から除外すると規定されているが、農薬の補助成分として使用されている物質には様々なものがあるため、今後の指定作業の円滑化等に資するため、この「補助成分」について可能な限り明確化するとともに、明確化された物質を含む資材については特定防除資材に指定しない旨を明示していく必要がある。

2. 「化学合成」の定義

界面活性剤は、石けんや洗剤の主成分であり、産業的に使用されているものは全て何らかの物質を化学反応させて製造されたものである。しかしながら、石けん(脂肪酸ナトリウム)については、家庭用品品質表示法では「合成洗剤」とは区別されており、また社会通念上も合成洗剤とは異なるものとして取り扱われているため、「化学合成された界面活性剤等」には該当しないものとして取り扱う。

一方、石けん以外の界面活性剤は大まかに別紙のように分類され、その原材料は、ヤシ油や動物の油脂のようなものを原料とするものと石油等由来の化学工業製品に大別されるが、原材料が動植物由来のものか石油等かにかかわらず、同一の物質(製品)が製造されている場合も少なくないため、石油等を原料とするものだけを「化学合成された界面活性剤等」として特定防除資材の成分から除外することは不適切であり、原材料を問わず、原則として「化学合成された界面活性剤等」を含むものは、特定防除資材の検討の対象から除外することとする。

3. 検討対象範囲から除外する「補助成分」の範囲

界面活性剤の種類は非常に多く、一般に毒性の高いものは少ないものの、人畜に対する毒性や魚毒性は種類によっては有するものもある。このため、石けんの他、食品衛生法において使用量の制限がない乳化剤として食品添加物に指定されている以下の界面活性剤については、厳密に言えば化学合成された界面活性剤等に該当するが、特定防除資材の検討の対象から除外しないこととし、それ以外の界面活性剤は特定防除資材の検討の対象から除外することとしてはどうか。

シヨ糖脂肪酸エステル

ソルビタン脂肪酸エステル

グリセリン脂肪酸エステル

プロピレングリコール脂肪酸エステル

レシチン(植物レシチン、分別レシチン、卵黄レシチン、酵素処理レシチン、酵素分解レシチン)

4 . 界面活性剤以外の補助成分について

現在、特定防除資材の指定が保留されている資材に、界面活性剤以外の補助成分としてどのような成分が使用されているかは明らかになってはいないが、増粘剤、有機溶剤、溶解共力剤、凍結防止剤、防腐剤などが加えられている可能性がある。これら保留資材については、今後、その成分の分析・調査を行い、化学合成物質に該当すると考えられる成分が含まれていることが明らかとなったときには、特定防除資材の候補対象から除外する。

主な界面活性剤の分類と原材料

1 . 陰イオン系界面活性剤

高級脂肪酸塩 (石けん) ... 油脂

高級アルコール硫酸エステル塩... 油脂、石油

直鎖アルキルベンゼンスルホン酸塩... 石油

ポリオキシエチレンアルキルエーテル硫酸塩... 油脂、石油

ーオレフィンスルホン酸塩... 石油

ースルホ脂肪酸エステル塩..... 油脂、石油

2 . 陽イオン系界面活性剤

アルキルトリメチルアンモニウム塩... 油脂、石油

ジアルキルジメチルアンモニウム塩... 油脂、石油

アルキルジメチルベンジルアンモニウム塩... 油脂、石油

Nメチルビスヒドロキシエチルアミン脂肪酸エステル・塩酸塩... 油脂、石油

3 . 両性イオン系界面活性剤

アルキルアミノ脂肪酸塩... 油脂、石油

アルキルベタイン... 油脂、石油

アルキルアミノオキシド... 油脂、石油

4 . 非イオン系界面活性剤

ポリオキシエチレンアルキルエーテル..... 油脂、石油

ショ糖脂肪酸エステル... ショ糖、油脂

ソルビタン脂肪酸エステル... 糖類 (ソルビトール) 油脂

グリセリン脂肪酸エステル... 油脂

プロピレングリコール脂肪酸エステル... 油脂、石油

ポリオキシエチレンアルキルフェニルエーテル... 石油

農業資材審議会農薬分科会特定農薬小委員会及び中央環境審議会 土壌農薬部会農薬専門委員会合同会合（第4回）（議事概要）

1 開催日時及び開催場所

日 時：平成16年11月30日（火）14：00～17：00

場 所：三田共用会議場大会議室

2 出席者（敬称略）

委 員：安藤正典、石井康雄、伊藤祐孝、井上達、上路雅子、岡田齊夫、金森房子、亀若誠、国見裕久、櫻井治彦、須藤隆一、中杉修身、米谷民雄、眞柄泰基、牧野孝宏、村田恵美子、本山直樹、山本廣基、行本峰子

3 会議の概要

（1）特定防除資材（特定農薬）の指定に係る今後の進め方等について

ア 特定防除資材の指定に向けた検討の進捗状況について

事務局から、「特定防除資材指定のための評価に関する指針等」及び「農林水産省及び環境省における資料収集等の取り組みについて」説明がなされた。委員からは、

- ・木酢液については、含まれてはならない有害成分を明記すべき、
 - ・木酢液については、成分のバラツキについて十分なデータをそろえ、複数のサンプルでの試験の実施が必要、
- 等の意見があった。

イ 特定防除資材の指定に際しての論点整理について

（ア）複数の原材料からなる混合物の取扱について（案）

事務局から、標記について説明があり、委員からは、

- ・原則、混合物は評価対象としないが、混合することにより、薬効が明確になるものについては評価対象としてよい、
- ・混合物に発酵等加工を加えた資材では、成分の安定性が確保されないため、安全性の評価が困難であり、単体が基本ではないか、
- ・混合物であっても評価指針に照らし評価対象としてもよいのではないか、
- ・原材料それぞれについて安全性が評価されているものは、毒性学から見れば混合されていても問題ない、

等の意見が出された。今後、事務局で委員の意見を踏まえて方針を検討することとされた。

（イ）魚毒性の判定に必要な試験の具体的な実施方針について（案）

事務局から、標記について説明があり、検討の結果、事務局案

のとおり了承された。

(ウ) 食品中の残留農薬基準が設定された成分を含有する資材の取扱いについて(案)

事務局から、標記について説明があり、検討の結果、除虫菊を含む資材及び光明丹(四酸化三鉛)については特定防除資材指定の検討対象外とすることとされた。なお、資料については表現の適正化を事務局において行い、委員の確認をとることとされた。

(エ) 特定防除資材の指定が保留されている資材の今後の取扱いについて(案)

事務局から、標記について説明があり、検討の結果、事務局案のとおり了承された。

ウ 特定防除資材の指定が保留されている資材の取扱いについて

(ア) 特定防除資材の指定が保留されている資材「特定農薬(特定防除資材)に該当しない資材の取扱いについて」への追加について(案)

事務局から、標記について説明があった。委員から、
・液状活性炭については農薬に該当するのではないかと再検討の余地があるのではないかと、
との意見があり、事務局において取扱いを検討することとされた。

(イ) 毒劇物に指定されている化学物質の取扱い等について(案)

事務局から、毒劇物に指定されている化学物質の取扱い等について説明があり、検討の結果、事務局案のとおり了承された。

(ウ) 評価指針 の 1 の (4) に規定する「化学合成された界面活性剤等」について(案)

事務局より、標記について説明があった。委員からは、
・天然物質であるが故に安全であるとの記述は不適切である、
との意見があったが、特定防除資材の検討対象範囲から除外する界面活性剤の範囲の考え方については、事務局案のとおり了承された。

(2) その他

事務局より、今後のスケジュールとして、委員の了解が得られたものについては、農業資材審議会農薬分科会に報告する旨等の説明があった。

(以上)

特定農薬（特定防除資材）に該当しないこととする資材の取扱い（案）に
関する意見・情報の募集について

平成 16 年 12 月 17 日
農林水産省消費・安全局

この度、特定農薬（特定防除資材）に該当しないこととする資材の取扱い（案）について、広く国民の皆様から意見・情報を募集いたします。

今後、本案については、提出いただいた意見・情報を考慮した上、決定することとしております。

記

1 意見・情報の提出方法

(1) インターネットによる提出（クリックして下さい。）

(2) 郵便：〒100 - 8950 東京都千代田区霞が関 1 - 2 - 1

農林水産省消費・安全局農産安全管理課農薬対策室

(3) ファクシミリ：03 - 3501 - 3774

2 意見・情報の提出上の注意

提出の意見・情報は、日本語に限ります。また、個人は住所・氏名・性別・年齢・職業を、法人は法人名・所在地を明記してください。これらは、公表する場合もありますので御了承願います（公表の際に匿名を希望される場合は、意見提出時にその旨書き添えてください。）

なお、電話での意見・情報はお受けできませんので御了承願います。

3 意見・情報の提出の締切日

平成 17 年 1 月 17 日（郵便の場合は必着）

4 特定農薬（特定防除資材）に該当しないこととする資材の取扱い（案）の概要別紙のとおり。

5 なお、この意見募集は、環境省においても実施されております。いただいたご意見は、両省で考慮されますので、同じご意見を両方に提出いただく必要はありません。

(別紙)

特定農薬(特定防除資材)に該当しないこととする資材の取扱い(案)の概要

1 経緯

農薬取締法(以下「法」という。)第2条に基づく特定農薬(原材料に照らし農作物等、人畜及び水産動植物に害を及ぼすおそれがないことが明らかなものとして農林水産大臣及び環境大臣が指定する農薬。以下「特定防除資材」という。)の指定に係る評価については、「特定防除資材(特定農薬)指定のための評価に関する指針」(平成16年3月1日付け15消安第6552号・環水土発第040301001号農林水産省消費・安全局長・環境省環境管理局水環境部長通知。以下「評価指針」という。)等に基づいて、順次実施していくこととしています。

平成16年11月30日に開催された農業資材審議会農薬分科会特定農薬小委員会及び中央環境審議会土壌農薬部会農薬専門委員会第4回合同会合において、評価指針等を踏まえ、特定防除資材の候補資材^(注)の一部について、薬効や毒性等に関する情報を基にその取扱いについて検討が行われました。

その結果を受け、農林水産省及び環境省では、特定防除資材に該当しないこととする資材の取扱いについて別添案のとおりとりまとめたので、意見を募集することとしました。

(注) 特定防除資材の検討に当たって、平成14年に特定防除資材の候補となる資材として情報提供のあった資材のうち、薬効及び安全性の情報が不十分であるため、評価が保留されている資材

2 概要及び意見・情報を伺う理由

法第1条の2に規定する農薬に該当しないものについて(別添1)

【概要】

平成14年に情報提供のあった資材のうち、薬剤でないもの、肥料に該当するもの等について農薬に該当しないものとして整理し、特定防除資材には指定しないこととする。

【意見・情報を伺う理由】

これらの資材について、農薬に該当しないものとして整理し、法の規制の対象外とすることが適当とする取扱いに関して意見を伺う必要があるためです。

法第2条第1項の規定に基づき登録を受けなければ農薬として使用すべきでないものについて(別添2)

【概要】

平成14年に情報提供のあった資材のうち、安全性に懸念があるもの、天敵微生物に該当するもの等について農薬登録を受けなければ農薬として使用すべきでないものとして整理し、特定防除資材に指定しないこととする。

【意見・情報を伺う理由】

これらの資材について、登録を受けなければ農薬として使用すべきでないものとして整理し、今後、農薬登録がないものについては、その製造、輸入、販売、使用等を取り締っていくことが適当とする取扱いに関して意見を伺う必要があるためです。

(別添1)

特定農薬（特定防除資材）に該当しないこととする資材の取扱い（案）

1. 法第2条第1項の規定に基づく農薬に該当しないもの

情報提供のあった資材のうち農薬に該当しないもの

薬剤でないもの

資材名	対象病虫害	対象農作物等	備考
アルファルファペレット	水田雑草	イネ	微生物による分解に伴う土壌の還元、酸欠により効果が発現
くず大豆	水田雑草	イネ	微生物による分解に伴う土壌の還元、酸欠により効果が発現
くず米	水田雑草	イネ	微生物による分解に伴う土壌の還元、酸欠により効果が発現
米ぬか	水田雑草	イネ	微生物による分解に伴う土壌の還元、酸欠により効果が発現
鶏ふん	水田雑草	イネ	微生物による分解に伴う土壌の還元、酸欠により効果が発現

肥料に該当するもの

資材名	対象農作物等	使用目的	備考
有機酸カルシウム	トマト	カルシウム欠乏症の防止	

使用方法からみて農薬に該当しないもの

資材名	対象農作物等	使用目的	備考
ろう	果樹	せん定時に枝、幹の切り口に塗布し、病原菌の進入を防止	蒸散抑制による活着促進等を目的として使用する場合には農薬登録が必要
イソプロピルアルコール	きのこ	栽培資材の消毒	栽培時に「きのこ」の病害虫防除に用いる場合は農薬登録が必要
寒天	キウイ	人工受粉の花粉増量	
天照石	作物全般	土壌中の微生物を増やす	
微量元素（ホウ酸、鉄、亜鉛）	きゅうり、いちご	微量元素補給	
微量元素	うめ	ヤニ果防止	
アミノ酸	野菜	養分供給	
わさび	レタス	切り口の褐色防止	
ジクロルイソシアヌル酸ナトリウム	桑	蚕病予防	「桑」の病害虫防除に用いる場合は農薬登録が必要
マーガリン	施設野菜・花き	ハウス内に吊したアクリル版に塗り、粘着させ殺虫	

情報提供のあった微生物資材のうち天敵微生物に該当しないもの

資材名	使用目的	対象農作物等	備考
根粒菌（窒素固定細菌）	根粒菌着生	大豆	

2. 法第2条第1項の規定に基づき登録を受けなければ農薬として使用すべきでないもの

情報提供のあった資材のうち劇物等に該当するもの

資材名	使用目的	対象農作物等	備考
水酸化ナトリウム	モグラ駆除	果樹園	劇物
過酸化水素水	殺菌	農作物全般	劇物
酢酸銅（酢酸ボルドーとして使用）	べと病	ぶどう	劇物
酸化鉛（光明丹（四酸化三鉛））	鳥の食害防止	種子	劇物 食品中の残留農薬基準（鉛）が設定されている
硫酸	苗立枯病	イネ	劇物
メタノール（植物成分抽出に使用）			劇物
石灰窒素 （シアナミド）	センチュウ類、立枯病	イネ、ウリ類等	魚毒性B
除虫菊を含む資材	殺虫・防虫（ウンカ、グンバイムシ、アブラムシ、アオムシ、ハダニ、ネキリムシ等）	水稲、果樹、野菜	食品中の残留農薬基準（ピレトリン）が設定されている

情報提供のあった天敵のうち有害な天敵に該当するもの

アオバアリガタハネカクシ
 オオスズメバチ
 キイロスズメバチ
 クロスズメバチ
 コガタスズメバチ
 モンスズメバチ
 キアシナガバチ
 セグロアシナガバチ
 フタモンアシナガバチ

情報提供のあった微生物資材のうち天敵微生物に該当するもの

資材名	対象病害虫	対象農作物等	備考
コナガカビ	コナガ	アブラナ科野菜	コナガの天敵
コナガ顆粒病ウイルス	コナガ	アブラナ科野菜	コナガの天敵
コブノメイガ顆粒病ウイルス	メイガ類	イネ	メイガ類の天敵
ニカメイガ顆粒病ウイルス	メイガ類	イネ	メイガ類の天敵
スタイナーネマ・クシダイ	コガネムシ	野菜	コガネムシの天敵 同種の失効農薬あり
タラロマイセス・フラバス	うどんこ病、炭疽病	野菜	植物病害の対抗菌 同種の登録農薬あり
トリコデルマ生菌	フザリウム菌等	たばこ、野菜	土壌病害の対抗菌 対抗菌として失効農薬あり
トリコデルマ・ビリデ	立枯病、根腐れ病等	農作物全般	土壌病害の対抗菌 対抗菌として失効農薬あり
トリコデルマ・ハルジアナム	モンパ病、褐色病等	果樹、葉菜、果菜	土壌病害の対抗菌
ネオジギテス・バービスボラ	アザミウマ類	野菜、花卉	アザミウマ類の天敵
パスツーリア・ペネトランス	ネコブセンチュウ	野菜	センチュウ類の天敵 同種の登録農薬あり
バチルス・ズブチリス	植物病原体全般	植物全般	植物病害の対抗菌 同種の登録農薬あり
バチルス・チューリンゲンシス	鱗翅目幼虫	野菜	殺虫タンパク質生成 同種の登録農薬あり

資材名	対象病害虫	対象農作物等	備考
バーティシリウム・レカニ	アブラムシ類	野菜、花卉	アブラムシ、コナジラミ類の天敵 同種の登録農薬あり
フシダニカビ（ヒルステラ菌）	ハダニ類	果樹・野菜・花卉	ダニ類の天敵
ペキロマイセス菌	コナジラミ類	野菜、花卉	コナジラミ類の天敵
ペキロマイセス・フモソロセウス	コナジラミ類	野菜	コナジラミ類の天敵 同種の登録農薬あり
ヘミプタルセヌス・バリコルニス	ハモグリバエ類	野菜、花卉	ハモグリバエ類の天敵
ポーベリア属菌	コガネムシ類	イモ、野菜	コガネムシ類の天敵
ポーベリア・バッシアーナ	イネミズゾウムシ	イネ	コガネムシ類、イネミズゾウムシ 天敵 同種の登録農薬あり
メタリジウム菌	スリップス	野菜	昆虫類の天敵
モナクロスポリウム・フィマトバガム	ネコブセンチュウ	野菜	センチュウ類の天敵 同種の登録農薬あり
黄いぼ虫生菌（アッセルソニア菌）	コナジラミ類	果樹、野菜、花卉	コナジラミ類の天敵
硬化病菌	シンクイムシ類	果樹	シンクイムシ類の天敵
黒きょう病菌	コガネムシ類等	イネ、イモ、野菜	コガネムシ類の天敵
昆虫疫病菌（ハエカビ類）	アブラムシ類	果樹、野菜、花卉	アブラムシ類の天敵
非病原性エルビニアカロトポーラ菌	軟腐病	野菜	植物病害の対抗菌 同種の登録農薬あり
昆虫病原性ウイルス（顆粒病ウイルス）	チャハマキ等	茶	ハマキムシ類の天敵

資材名	対象病虫害	対象農作物等	備考
緑きょう病菌	ヨトウガ類	大豆、野菜、花卉	ヨトウガ類の天敵
昆虫病原菌	半翅目昆虫等	野菜、茶、果樹	菌種等詳細は不明
昆虫病原性線虫類	コガネムシ類	イモ、野菜	菌種等詳細は不明
線虫捕食菌	センチュウ	農作物全般	菌種等詳細は不明
放線菌	土壌病害	畑作物	菌種等詳細は不明
糸状菌	土壌病害	野菜類	菌種等詳細は不明
O Y K 菌	青枯れ病	トマト	バチルス・ズブチリスの類縁菌 作用機作等詳細は不明
フォーマ菌	耐病性の付与	ナス科、ウリ科等	糸状菌 作用機作等詳細は不明
ペニシリウム菌	不明	不明	菌種等詳細は不明